

## 就業しながら多くの支給量を獲得した事例

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット

弁護士 森岡 佑貴

### 1 本人について

本件の当事者であるAさんは、当時、岡山県B市で暮らす40代の男性でした。Aさんは、自宅で奥さんと2人の子ども（当時、高校3年生と高校1年生）と暮らしながら、同市内の大学で英語を教える教員をしていました。

この頃、Aさんはまだ会話ができ、いろいろなお話を聞かせてもらいました。もつとも、Aさんはこの頃からすでに指先の細かい動きは苦手になってしまい、スプーンやフォークなどを自分で握ることが難しく、誰かに握らせてももらわないと食事もとれない状態でした。

### 2 発症

Aさんは2017年7月、左足首に違和感を覚え、その後、複数の医療機関を受診し、翌2018年2月にALS（筋萎縮性側索硬化症）と診断されました。同年9月頃からバイパップ（人工呼吸器）をつけて就寝していました。

私がAさんご夫婦に初めて会った時の印象は、Aさんはとても大柄だということと奥さんが対照的に小柄だったことです。そのため、Aさんを奥さんが支えるのはかなり大変だろうなどと思ったのをよく覚えています。また、お二人はとても仲が良さそうで、この夫婦で

あれば、一緒に闘つていけそうだと思ったのも覚えていました。

この頃、Aさんはまだ会話ができ、いろいろなお話を聞かせてもらいました。もつとも、Aさんはこの頃からすでに指先の細かい動きは苦手になってしまい、スプーンやフォークなどを自分で握ることが難しく、誰かに握らせてももらわないと食事もとれない状態でした。

### 3 受任当初の様子

Aさん夫婦と弁護団とで、まずはAさんにどのような支援が必要なのかということを話し合いました。その中で、Aさんは、奥さんと二人の子どもとの時間を大切にしたいと話されており、施設入所などは希望していませんでした。Aさんは、就寝時にはバイパップ

を使用していたこともあり、就寝中にバイパップがずれたり、外れたりした際には直すことが必要であり、また、寝返りを単独で行うのが難しくなつており、就寝中に介助しながら体位変換をすることも必要であり、深夜の見守りは必須でした。

さらにALSという疾患は、手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせ力がなくなつていくもので、将来、全介助が必要なばかりか、口頭でのコミュニケーションが困難になることも予想されました。先ほどのとおり、Aさん本人がきわめて大柄であったこともあり、小柄な奥さんはもちろん、高齢者の介護を中心に行つている事業所等では、大柄のAさんの介護は難しく、入浴介助などについては、二人がかりでの支援が必要でした。

そのため、Aさんの案件では、24時間介護に加えて、少なくとも入浴介助は複数対応が必要という目標設定を行いました。

## 5 障害支援区分の獲得

受住当初、Aさんはすでに介護保険を利用して介護サービスを利用し、福祉用具のレンタルなどを始めていました。他方で、障害支

援区分の認定は受けておらず、障害福祉サービスはまったく利用していませんでした。そのため、まずは障害支援区分の6を取得するため行動しました。

2019年12月14日、弁護団が立会いの上、調査が行われ、翌2020年1月20日、障害支援区分6に該当するとともに重度障害者包括支援対象者にも当たるとの判断がなされました。

## 6 同時期、来るべき障害福祉サービスの利用

同時に、ともに動いてくれる相談支援専門員も12月に決まりました。

## 8 Aさんの容態の変化

ところが、これらの支給量獲得交渉の中でもAさんの容態は刻一刻と変化し、これまでできていたことができなくなつていくという連続でした。そのため、このままではまずいと考え、担当医にも意見書を求めるなどし、さらなる支給量獲得に向けて申請を行いました。

## 9 担当者の来訪

このように短期間で連続して申請が続いたこともあり、7月、福祉事務所担当者からAさんの現状はどのような状態なのか見せてもらいたいと申し出があり、調整の末、7月29日、Aさんの自宅に担当者が来訪し、ご本人と対面しました。

## 7 当初の決定

上記プランの提出を受け、B市としてはまず、月321時間の支給量で決定を行いました。

もつとも、同決定は当時のAさんの生活を支えるにはきわめて過小な支給量であり、このままでは生活が成り立たないため、ただちに、さらなる支給量を求める申請を続けて行いました。

実は、本件は、これまで弁護団が前面に出していたこともあり、担当者はご本人やご家族と会つたことがない中で審査会での説明などを担つており、本人の状態などに懐疑的であつたようでした。ところが、この本人との対面を受けて、担当者もやる気になつてくれました。そして、すぐさま、翌8月には重度訪問介護758時間という十分な支給量の決定を受けることができました。

## 10 弁護団が苦労した点

### (1) 介護保険を利用していたこと

Aさんのケースでは、受任以前に介護保険をすでに利用していました。当職が受任通知を出してからも、福祉事務所の担当者は弁護団に対してではなく、ケアマネージャーさんに連絡を取つて、弁護団には連絡をしないなどといつた対応などもあり、当初、非常にやりにくかつたのを覚えています。

また、申請についても相談支援専門員さんのつくるプランのみでは足りず、同様のプランについてケアマネージャーさんからも同じプランを出してもらう必要があると言われ、その擦り合わせなども必要でした。さらに、主治医の先生も含めた関係者がAさんの生活

のために同じ方向を向いて闘つていくために関係者との連絡を密にとる必要があり、この点も難しかった要因の一つでした。

実際に何度も申請を行う中で、こうした支援者の方の調整の難しさを痛感したこともたびたびありました。

また、ALSという疾患の進行速度が速かつたこともあり、短期間で複数回の申請を行うこととなり、日程がきわめてタイトでした。さらに、当方の申請に対して行政から拒否処分をしたにも拘わらず、拒否処分の通知書がつくれられておらず、どのような点で先の申請が認められなかつたのかといった改善点

を洗い出すことができず、新たな申請を行際の説明に苦慮しました。

### (2) 不許可支給の理由を示されなかつたこと

また、当初の支給決定については、Aさんが望んだ支給量を満たすものではなく、不許可支給部分があつたにも拘わらず、当該不許可支給理由が文書等で示されることはありませんでした。そのため、先の申請のどの部分が問題となり、不許可支給となつたのか、どういった改善を行う必要があるかなどといった検討が十分にできませんでした。

この点、行政手続法8条1項、14条1項等は、申請拒否処分、不利益処分の理由を記載することを義務付けています。

また、判例でも、最高裁平成23年6月7日

判決（注1）や大阪地裁平成31年4月11日「大阪I型糖尿病障害年金支給停止処分等取消等訴訟」判決（注2）は、不支給の理由が「いがなる事実関係に基づきどのように処分がされたのかを、当該処分の相手方…においてその理由の提示の内容自体から了知し得るもの」である必要があるとしています。

## 11 弁護団が工夫した点

申請にあたつては、当初、求める支給量とその理由を記載して申請を行いましたが、文字が多く、Aさんの生活や介助の様子などを理解するのは難しいのではないかと考えました。そこで、Aさんの日常動作や移乗、介助を受ける様子などを写真や動画で撮影し、これらを申請書とともに提出することとしました。

こうしたこととで、福祉事務所の担当者もAさんの生活をリアルに知ることができました。

## 12 Aさんの近況

Aさんは十分な支給量を獲得した後、症状が安定し、年4回程度、国内旅行を楽しむまでになっているとのことでした。

また、仕事についても、それまで就いていた大学は退職したとのことでしたが、他の複数の大学から声を掛けていただき、特別授業や公開講座を担当できているとのことでした。また、今回の経験を活かして子どもたちの協力を得ながら訪問介護事業所も立ち上げられ、精力的に活動をされていると伺っています。

断

同日 重度訪問介護321時間の決定あり。

4月15日 定型上限・非定型での支給申請を行う。その後、定型上限での支給決定あり。

5月11日 重度訪問介護550時間の支給決定あり。

7月1日 再度の申請

7月29日 担当者による自宅での調査

8月20日 重度訪問介護758時間の支給決定

次頁から掲載の「写真及び動画撮影報告書」も参照されたい。

## 13 Aさん支援の経過

2017年7月 Aさんが左足首に違和感を覚える。

2018年2月 C大学病院神経内科に入院の上、ALSとの診断を受ける。

2019年11月3日 本人との面談を経て、

- 1 民集65巻4号2081頁、判例時報2121号38頁、裁判所HP
- 2 賃社1738号10頁、判例タイムズ1466号114頁、判例時報2430号17頁、裁判所HP

(もりおか・ゆうき)



## ハウジングファースト 住まいからはじまる支援の可能性

[編著] 稲葉剛・小川芳範・森川すいめい [著] 熊倉陽介・山北輝裕・吉田涼・小林美穂子・大澤優真・渡邊乾・高橋慎一

欧米で始まっている、ホームレス支援の革新的な理論と実践「ハウジングファースト」を日本で初めて紹介した本。日本で「ハウジングファースト」型の支援を実践している医療・福祉関係者、アメリカのハウジングファーストを研究している研究者など、計10名が執筆を担当。

定価（本体2,600円+税）ISBN978-4-86538-069-9  
発行：山吹書店 発売：JRC

山吹書店

TEL 0422-26-6604 FAX 0422-26-6605 <http://yamabuki-syoten.net/>

重度障害者包括支援対象者にも当たるとの判断

- 12月14日 障害支援区分認定のための調査  
同月 相談支援専門員が決定
- 2022年1月20日 障害支援区分6かつ

申 請 者 A

## 写真及び動画撮影報告書

令和2年3月23日

B市 御中

申請者代理人弁護士 森 岡 佑 貴

### 第1 写真撮影の対象、日時及び場所

#### 1 対象

申請者の身体の状況及び申請者に対する介護の状況等

#### 2 撮影日

令和2年3月9日、同月20日及び21日

#### 3 場所

申請者の自宅 (××××××××)

### 第2 各写真の立証趣旨

申請者の現在の身体能力及び申請者に対する介護の状況

以上

## ① バイパップについて

### ア 申請者が利用しているバイパップ



### イ 小活

申請者は、夜間は、自発呼吸が困難であり、上記写真のバイパップ（人工呼吸器）を取り付けて就寝している。

なお、バイパップは、必ずしも強く取り付けられているわけではないため、ズレたり、外れたりする場合がある。

このような状況に備え、介護者がずれたバイパップを元の位置に調整する等の介護が不可欠である。

もっとも、申請者は、現在、土曜日の夜間については、介護がなされていないことから、早急に土曜日の夜間の介護も可能となるよう介護支給量の決定をする必要がある。

## ② 呼吸のリハビリの状況

### ア リハビリ機器（L I Cトレーナー）



イ L I Cトレーナーでリハビリをしている様子



## ウ 小活

以上のとおり、L I Cトレーナーを利用した呼吸の訓練にあたっては、機器を口元に固定しておく介助者、アンビューバックで空気を送り込む介助者及びL I Cトレーナーのチューブから空気を漏れないようにチューブを押さえる介助者が必要となる（なお、写真を撮影した際には、3名の介助者を確保できなかつたため、申請者自身がチューブを押さえるようにしているが、申請者の握力は十分ではないため、申請者が対応した際には、十分な訓練ができないときがある。）。

### ③ 申請者の食事の状況

#### ア 申請者が利用している箸及びスプーン



**イ 申請者がコップを利用する状況**



**ウ 申請者に対する食事をカットしている状況**



**エ 食材をカットしている状況を動画で撮影したもの**

D V Dの動画 1

**オ 小活**

以上のとおり、申請者は、通常の箸及びスプーン等を利用できないうえに、食事における多くの基本動作ができない。

そのため、食事の際には、上記の介護用の箸及びスプーンを利用してい

る。なお、申請者は、介護用の箸を自ら握ることができないことから、介助者によって、箸を握るに際して介助を受けている。

また、コップについては、柄がついた軽いコップは、柄に指を引っかける方法で利用することができるが、上記のとおり、柄のないコップについては、軽いものに限って両手で抱えるようにして利用することができる。

また、申請者は、咀嚼の力が低下していることから、食事の際には、写真にあるとおり、料理を逐一キッチンばさみでカットして、食べやすい状態にする等の介護をしている。

もっとも、上記の介護によっても、申請者は、食事の際や飲み物を飲む際には、頻繁に誤嚥を起こすことから、随時の見守りが必要となる。

#### ④ 移乗の状況

##### ア 食卓の椅子から車椅子に移乗する状況





イ 別の日に同じ状況を近距離で撮影したもの





#### ウ 移乗が難しい際の状況を動画で撮影したもの

上記の写真は、移乗が比較的速やかにおこなえた際の状況であるが、申請者の体調等によっては、必ずしも移乗がスムーズにおこなえないときがある。

その際の状況を撮影したものがDVDの動画2、動画3である。

#### エ 小活

上記の移乗の写真の内容から明らかなように、申請者の移乗にあたっては、介助者が介助しながら、一旦中腰の姿勢になった際直ちに介護者が申請者を抱きかかえて、椅子やベッドに移乗する等の介助をしている。

なお、申請者は、大柄の男性であるため、移乗に係る介護は女性1名で行うことはできず、男性でも2名の協力を得ることが望ましい状況にあることは、写真からも明らかである。

## ⑤ 排泄の状況

### ア 排泄時の介助の状況



### イ 上記の状況を動画で撮影したもの

上記の写真撮影した状況を動画で撮影したものが、DVDの動画4、動画5である。

### ウ 小活

申請者は、排泄の際には、トイレまで移乗してもらったうえで、介助者にズボンと下着をおろしてもらっている。

また、申請者の体格から、申請者が自宅のトイレや障害者用トイレ以外

の便座に座った場合には、男性の介助者でも立ち上がらせることができないため、その際にも介助が必要である。

## ⑥ その他日常の生活状況

### ア 申請者が利用しているリモコンのボタン



### イ 小活

申請者は、上記写真のリモコンのボタン程度であれば辛うじて自ら押すことができるが、テレビやエアコンのリモコンを自ら押すことはできない。

すなわち、申請者は、自ら空調を調整して、室内の温度を適正な温度に保つことや自ら嗜好にもとづいてテレビのチャンネルを変えたりすることはできないのである。

以上